

植物品種等海外流出防止緊急対策事業実施規程

令和4年1月24日付け3農技協第87号

(令和4年1月24日付け3輸国第4098号輸出・国際局長承認)

一部改正 令和4年4月15日

(令和4年4月15日付け4輸国第192号輸出・国際局長承認)

一部改正 令和4年6月7日

(令和4年6月7日付け4輸国第1013号輸出・国際局長承認)

第1 目的

農林水産物の輸出は販路拡大の重要な手段であり、高品質な日本産品を輸出することで農業者の所得の向上が期待される。我が国で育成された高品質な品種は、我が国農産物の強みを生んでおり、海外の輸出市場でも高い評価が期待される。新品種の開発後、国際条約では4年あるいは6年以内に限り海外への品種登録出願が認められているが、この期間内に海外で出願を行っても、出願前に流出した種苗に育成者権が及ばないことから、当該国で無断栽培が拡大する可能性があり、我が国で開発された優良な植物新品種について、早期に海外への品種登録出願を進めることが必要となっている。

さらに、我が国で育成された品種の海外における育成者権等の侵害の実態把握や現地パートナーを活用して無断栽培を監視し効果的に防止する防衛的許諾等の育成者権侵害対策が必要となっている。

このため、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会は、一般社団法人日本種苗協会、一般社団法人日本果樹種苗協会、全国食用きのこ種苗協会及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターと「植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」を形成し、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び植物品種等海外流出防止緊急対策事業実施要領（令和3年1月28日付け2食産第5433号農林水産省食料産業局長通知。以下「実施要領」という。）並びに農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成28年10月11日付け28食産第2771号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき、国の助成を受け、植物品種の海外品種登録等を支援する事業を実施するものとする。

事業の実施に当たっては、コンソーシアムが補助事業者となって事業実施団体等に補助金を交付する間接補助事業については、当該手続きについて所要の規定を定め、円滑な事業の実施を図るためにこの実施規程を定めるものとする。

第2 事業の内容等

この実施規程が対象とする事業の内容等は実施要領第3の1海外出願促進対策及び2海外育成者権侵害対策とする。

第3 交付対象要件の定義及び補助金の額

I. 交付対象要件及び補助対象経費については以下の通りとする。

1. 海外出願促進対策

平成 28 年度植物品種等海外流出防止緊急対策事業、平成 29 年度植物品種等海外流出防止総合対策事業、平成 29 年度植物品種等海外流出防止緊急対策事業、平成 30 年度植物品種等海外流出防止総合対策事業、平成 30 年度植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業及び平成 31 年度植物品種等海外流出防止総合対策事業、令和元年度植物品種等海外流出防止対策強化事業、令和 2 年度植物品種等海外流出防止総合対策事業、令和 2 年度植物品種等海外流出防止緊急対策事業及び令和 3 年度植物品種等海外流出防止総合対策事業で採択され、現在、出願先国において品種登録の審査が終了していない支援対象品種及び我が国で開発された優良な植物新品種について、海外における品種登録出願を新たに行うために係る経費の支援を行う。

(補助対象経費)

国内経費：出願申請書作成費、翻訳費、補正資料作成経費、種苗輸送経費、通関経費、通信運搬費、代理人経費、出願関連調査費、その他の出願に付帯する費用

国外経費：出願申請費、種苗提出経費、通関経費、審査費、登録費、補正資料提出経費、栽培試験費、翻訳費、通信運搬費、代理人経費、出願関連調査費、その他の出願に付帯する費用

2. 海外育成者権侵害対策

我が国で育成された品種の海外における育成者権等の侵害の実態把握や現地パートナーを活用して無断栽培を監視し効果的に防止する防衛的許諾等、育成者権侵害対策に要する経費を支援する。

育成者権等の侵害及び疑義又は侵害警告等並びに防衛的許諾について、公募により育成者権侵害等の案件当事者から支援申請があったものについて、コンソーシアムが有識者で構成する選定委員会を開催し、選定委員会が我が国農産物の輸出力強化に資する優先度が高いと判断したものを対象とする。

防衛的許諾を行う場合は、我が国農産物の輸出力強化の観点から、以下の要件を満たすものを対象とする。

- ① 侵害のリスクが高く、防衛的許諾によらなければ侵害を防止することが困難な国において必要な利用許諾を行うこととし、国内農業及び日本からの農産物輸出に影響を及ぼす恐れがない又は日本の輸出力強化に資する取組であること。
- ② 対象国で生産した種苗を日本及び第三国へ輸出しないなど、①を考慮した許諾内容とすること（サプライセンス先も含む）。
- ③ 対象国において種苗の利用許諾先及びサプライセンス先を決定する場合は、相手先及び事業計画を事前にコンソーシアムに協議すること。

ただし、令和元年度植物品種等海外流出防止対策強化事業、令和 2 年度植物品種等海外流出防止総合対策事業又は令和 3 年度植物品種等海外流出防止総合対策事業で採択され、現在、対策が終了していない案件は、公募によらず選定対象とすることができる。

(補助率等)

海外において育成者権侵害等の案件当事者が行う権利侵害の事実を証明するために必要な調査、栽培差止や侵害警告等の権利行使、防衛的許諾を行うための現地パートナーの選定のための調査、許諾先との交渉・契約等に要した費用、侵害警告を受けた者が行う権利侵害に

に関する調査、差止請求等に要した経費の支援を行う。

(補助対象経費)

人件費、謝金、旅費、事務費（消耗品費、印刷費、翻訳費、通訳費、資料作成費等）、係争支援費、鑑定等の調査費、弁護士等費用（弁護士、弁理士等の専門家に業務を依頼する際に要する経費）、委託費（事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費）

II. この実施規程に係る補助金の予算額は、338,507 千円であり、この予算の範囲内で本事業に必要な経費を補助金として交付する。なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがある。

本事業の補助率は、

1. 海外出願促進対策は、
 - ① 我が国農産物の輸出力強化のため重要な品種の場合は、定額
 - ② それ以外の場合は、 $1/2$ 以内
2. 海外育成者権侵害対策は、 $2/3$ 以内
とする。

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和4年度とする。

第5 事業実施計画の（変更）承認等の手続き

1 事業実施計画の承認

コンソーシアムが行う公募により選定された事業実施団体等は、別記様式1により事業実施計画を作成し、コンソーシアムに提出するものとする。コンソーシアムは、提出された事業実施計画を取りまとめ、予算の範囲内で見込まれる採択計画を明示した上で事業実施団体等への採択通知に先立ち事業承認者に報告する。

なお、事業実施計画を変更又は中止若しくは廃止する場合には、これに準じて行う。

2 補助金交付の申請

事業実施計画承認の通知を受けた事業実施団体等は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を別記様式2により作成し、コンソーシアムに提出するものとする。

なお、事業実施団体等は、交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金にかかる仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施団体等については、この限りでない。

3 交付決定

コンソーシアムは、2の交付申請書の提出があった時には、審査の上、補助金を交付すべきも

のと認めたときは、速やかに交付決定を行い、事業実施団体等に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

4 申請の取り下げの手続き

事業実施団体等は、申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 7 日以内にその旨を記載した書面をコンソーシアムに提出しなければならない。

第6 実績報告

- 1 事業実施団体等は、本事業の完了の日から起算して 1 ヶ月を経過した日又は令和 5 年 3 月 16 日のいずれか早い日までに、別記様式 3 により実績報告書を作成し、コンソーシアムに提出するものとする。
- 2 「海外出願促進対策」については、出願先国当局から出願拒絶される等のやむをえない理由により事業が終了することや遅延することもあるが、海外への品種登録出願の支援が目的であることから、事業期間内に取り組むことが出来た内容をもって本事業の完了とする。
- 3 第 5 の 2 のただし書きにより補助金の交付の申請をした事業実施団体等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金にかかる仕入れにかかる消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第 5 の 2 のただし書きにより補助金の交付の申請をした事業実施団体等は、1 の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税相当額が確定した場合には、その金額を別記様式 4 の消費税相当額報告書により速やかにコンソーシアムに報告するとともに、コンソーシアムの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況又は理由について、当該年度の額の確定のあった日の翌年の 5 月 31 日までに、同様式によりコンソーシアムに報告しなければならない。

第7 補助金の支払の手続き

- 1 コンソーシアムは、実績報告を受けた場合には、報告書等の書類を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該補助金の額を確定し、事業実施団体等に通知するものとする。
- 2 コンソーシアムは、事業実施団体等に交付すべき補助金の額が確定した後、速やかに補助金を支払うものとし、第 6 の実績報告書の提出が 3 月 16 日となった場合であっても、前項に規定する通知及び支払を令和 5 年 3 月 31 日までに完了する。
- 3 代理人手数料（コンソーシアムと契約を結んだ代理人（以下「指定代理人」という）に限る）については、契約に基づき経費の定額または 1/2 以内を直接指定代理人に支払うことが出来るものとする。ただし、この場合においても、事業実施者は、本規程に基づく事業の実施者として、必要な情報を集め、所要の手続きを主体的に行うものとする。
- 4 前号の場合を除き、事業実施者は、補助金の一部について概算払を受けることができる。概算払いを受けようとする事業実施者は、別記様式 5 により概算払請求書をコンソーシアムに提出するものとする。

第8 交付決定の取り消し等の手続き

- 1 コンソーシアムは、第5の1の事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第5の3の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 事業実施団体等が、法令、実施要綱、交付要綱、実施要領及び本規程に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施団体等が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施団体等が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適切な行為をした場合
 - (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 コンソーシアムは、1の規程による取り消しをした場合において、すでに当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 コンソーシアムは、1の(1)から(3)までの規程による取り消しをした場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

第9 事業実施状況等の報告及び指導

1 事業実施状況の報告

コンソーシアムは、必要に応じ、事業実施年度の途中であっても、事業実施団体等に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

2 指導

コンソーシアムは、1に定める事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の進捗状況が立ち遅れないと判断される場合等には、事業実施団体等に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第10 個人情報保護等にかかる対応

コンソーシアムが設置する審査委員会の委員は、本事業の実施に当たって知り得た事業実施団体等の本事業に関する情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第11 その他

1 助成対象

事業実施団体等が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業の助成対象としない。

2 事業実施団体等の事業遂行

事業実施団体等は、善良な管理者の注意をもって本事業を遂行しなければならない。

附則

この実施規程は、農林水産省輸出・国際局長の承認のあった日（令和4年1月24日）から施行す

